

# 伊勢市公報

第417号  
令和5年3月20日  
月曜日

## 目次

	頁
<b>病院事業管理規程</b>	
○ 市立伊勢総合病院非常勤職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程	2
<b>告 示</b>	
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	14
○ 伊勢市岡本町財産区議会の招集について	15
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○ 選挙権を有する者の総数の50分の1の数、6分の1の数及び3分の1の数について	16
○ 不在者投票用紙等の交付場所について	17
○ 郵便をもって投票用紙等を発送する日を定めることについて	18
○ 投票記載所の氏名等の掲示の順序のくじを行う日時及び場所について	19
○ 開票立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所について	20
<b>農業委員会告示</b>	
○ 農業委員会総会の招集について	21
<b>上下水道事業告示</b>	
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について	22
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の事業の廃止について	23
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	24
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	25
<b>公 告</b>	
○ パブリックコメントの結果公表について	26
○ パブリックコメントの結果公表について	27
○ パブリックコメントの結果公表について	28
○ パブリックコメントの結果公表について	29
○ パブリックコメントの結果公表について	30
○ パブリックコメントの結果公表について	31
○ パブリックコメントの結果公表について	32
○ 農用地利用集積計画について	33
○ 伊勢市交通バリアフリー基本構想の変更について	34
○ 伊勢市バリアフリー基本構想【伊勢市駅・宇治山田駅周辺地区】の作成について	35
○ 公示送達	36
○ 伊勢市農業振興地域整備計画の変更について	37
<b>教育委員会公告</b>	
○ パブリックコメントの結果公表について	38

市立伊勢総合病院非常勤職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月1日

伊勢市病院事業管理者 佐々木 昭 人

伊勢市病院事業管理規程第2号

市立伊勢総合病院非常勤職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程

市立伊勢総合病院非常勤職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程（令和2年伊勢市病院事業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

病院企業会計年度任用職員一般職給料表

職務の級 号給	1級	2級
	給料月額	給料月額
	円	円
1	150,100	198,500
2	151,200	200,300
3	152,400	202,100
4	153,500	203,900
5	154,600	205,400
6	155,700	207,200
7	156,800	209,000
8	157,900	210,800
9	158,900	212,400
10	160,300	214,200
11	161,600	216,000
12	162,900	217,800
13	164,100	219,200

14	165,600	221,000
15	167,100	222,700
16	168,700	224,500
17	169,800	226,100
18	171,200	227,800
19	172,600	229,400
20	174,000	230,900
21	175,300	232,200
22	177,800	233,800
23	180,300	235,400
24	182,800	236,900
25	185,200	237,900
26	186,900	239,400
27	188,500	240,700
28	190,200	241,900
29	191,700	243,100
30	193,400	244,100
31	195,200	245,100
32	196,900	246,100
33	198,500	247,200
34	199,900	248,100
35	201,400	249,000
36	202,900	250,000
37	204,200	250,900
38	205,500	252,200
39	206,700	253,400

40	208, 000	254, 700
41	209, 300	256, 000
42	210, 600	257, 400
43	211, 900	258, 600
44	213, 200	259, 800
45	214, 300	260, 900
46	215, 600	262, 100
47	216, 900	263, 400
48	218, 200	264, 500
49	219, 200	265, 600
50	220, 300	266, 600
51	221, 300	267, 800
52	222, 300	268, 900
53	223, 300	269, 900
54	224, 200	270, 900
55	225, 100	272, 000
56	226, 000	273, 100
57	226, 300	274, 000
58	227, 100	275, 000
59	227, 800	275, 900
60	228, 500	277, 000
61	229, 200	278, 100
62	230, 000	279, 100
63	230, 700	280, 000
64	231, 300	281, 000
65	231, 900	281, 500

66	232,500	282,400
67	233,100	283,100
68	233,800	284,000
69	234,500	285,000
70	235,100	285,800
71	235,600	286,600
72	236,300	287,400
73	237,000	288,200
74	237,600	288,700
75	238,200	289,100
76	238,700	289,600
77	239,300	289,800
78	240,000	290,100
79	240,700	290,300
80	241,200	290,700
81	241,700	290,900
82	242,300	291,100
83	242,900	291,500
84	243,400	291,800
85	243,900	292,100
86	244,500	292,400
87	245,100	292,700
88	245,600	293,100
89	246,100	293,400
90	246,600	293,800
91	246,900	294,100

92	247,300	294,500
93	247,600	294,700
94		294,900
95		295,200
96		295,600
97		295,800
98		296,100
99		296,500
100		296,900
101		297,100
102		297,400
103		297,800
104		298,100
105		298,300
106		298,600
107		299,000
108		299,300
109		299,500
110		299,900
111		300,300
112		300,600
113		300,800
114		301,000
115		301,300
116		301,700
117		301,900

118		302,100
119		302,400
120		302,700
121		303,100
122		303,300
123		303,600
124		303,900
125		304,200

別表第2（第3条関係）

病院企業会計年度任用職員技能労務職給料表

給 号	職務の級	1 級	2 級
		給料月額	給料月額
		円	円
1		136,200	187,400
2		137,100	188,700
3		138,100	190,100
4		139,000	191,300
5		140,000	192,300
6		141,000	193,800
7		142,000	195,200
8		143,000	196,500
9		143,800	197,900
10		144,800	198,900
11		145,800	200,200
12		146,900	201,200

13	147,700	202,400
14	148,700	203,500
15	149,800	204,600
16	150,800	205,700
17	151,900	206,600
18	153,300	207,700
19	154,500	208,700
20	155,700	209,700
21	156,800	210,600
22	158,000	211,700
23	159,200	212,800
24	160,400	213,700
25	161,500	214,600
26	163,000	215,500
27	164,500	216,200
28	166,000	217,100
29	167,400	217,900
30	168,800	219,100
31	170,300	220,100
32	171,800	220,900
33	173,100	221,500
34	174,800	222,500
35	176,500	223,600
36	178,200	224,700
37	179,900	225,200
38	181,300	226,300

39	183,000	227,400
40	184,500	228,400
41	185,800	229,200
42	187,200	230,200
43	188,500	231,200
44	189,900	232,100
45	191,400	233,000
46	192,700	233,900
47	194,100	234,700
48	195,500	235,400
49	196,800	236,300
50	197,900	237,300
51	199,000	238,300
52	200,200	239,300
53	201,300	240,300
54	202,400	241,300
55	203,300	242,000
56	204,400	242,700
57	205,500	243,500
58	206,400	244,400
59	207,400	245,300
60	208,400	246,000
61	209,500	246,800
62	210,400	247,600
63	211,300	248,500
64	212,200	249,200

65	212, 800	250, 000
66	213, 600	250, 600
67	214, 300	251, 300
68	215, 000	251, 800
69	215, 400	252, 500
70	215, 800	253, 100
71	216, 100	253, 500
72	216, 400	253, 900
73	216, 600	254, 100
74	217, 000	254, 500
75	217, 400	255, 000
76	218, 000	255, 500
77	218, 200	255, 800
78	218, 700	256, 200
79	219, 100	256, 700
80	219, 500	257, 200
81	220, 000	257, 500
82	220, 300	257, 800
83	220, 600	258, 100
84	221, 000	258, 400
85	221, 500	258, 600
86	221, 900	258, 800
87	222, 300	259, 100
88	223, 000	259, 400
89	223, 400	259, 600
90	223, 900	259, 800

91	224, 400	260, 200
92	224, 800	260, 400
93	225, 100	260, 700
94	225, 500	261, 100
95	225, 900	261, 400
96	226, 200	261, 700
97	226, 500	261, 900
98	226, 900	262, 200
99	227, 300	262, 400
100	227, 700	262, 700
101	228, 100	263, 000
102	228, 500	263, 200
103	228, 900	263, 500
104	229, 300	263, 800
105	229, 700	264, 000
106	230, 200	264, 200
107	230, 500	264, 500
108	230, 900	264, 700
109	231, 100	265, 000
110	231, 500	265, 300
111	232, 000	265, 600
112	232, 400	265, 800
113	232, 600	266, 000
114	233, 100	266, 300
115	233, 600	266, 500
116	234, 100	266, 700

117	234,400	267,000
118	234,800	267,300
119	235,200	267,600
120	235,600	267,900
121	236,000	268,100
122		268,300
123		268,600
124		268,900
125		269,100
126		269,300
127		269,600
128		269,900
129		270,100
130		270,300
131		270,600
132		270,900
133		271,100
134		271,300
135		271,600
136		271,900
137		272,100

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

伊勢市告示第 17 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、有滝町会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 5 年 3 月 3 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 濱 口 信 行

伊勢市有滝町 1995 番地

変更後 廣 山 義 之

伊勢市有滝町 2328 番地 1

伊勢市告示第 18 号

伊勢市岡本町財産区議会を次のとおり招集します。

令和 5 年 3 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 招集の日時 令和 5 年 3 月 22 日（水）午後 5 時
  
- 2 招集の場所 伊勢市岡本 2 丁目 2 番 30 号  
伊勢市岡本町財産区岡本会館 2 階小会議室
  
- 3 付議すべき事件  
議案第 1 号 令和 5 年度伊勢市岡本町財産区予算  
議案第 2 号 令和 4 年度伊勢市岡本町財産区補正予算（第 1 号）  
議案第 3 号 伊勢市岡本町財産区の個人情報の保護に関する条例の制定について

伊勢市選挙管理委員会告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による直接請求、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による合併協議会設置の請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による解職請求に必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりです。

令和5年3月1日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 竜田 節夫

記

- 1 地方自治法第74条第1項及び同法第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び同法第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数

2,075 人

- 2 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び同法第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数

17,290 人

- 3 地方自治法第76条第1項、同法第80条第1項、同法第81条第1項及び同法第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数

34,579 人

(参考) 永久選挙人名簿登録者総数 103,735 人

伊勢市選挙管理委員会告示第5号

令和5年4月9日執行予定の三重県議会議員選挙における不在者投票用紙等の  
交付場所を次のとおり設置します。

令和5年3月1日

伊勢市選挙管理委員会  
委員長 竜田 節夫

記

- |   |                     |                       |
|---|---------------------|-----------------------|
| 1 | 伊勢市御菌町長屋 1221 番地    | 御菌公民館                 |
| 2 | 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号 | 伊勢市役所東館 4 階 4 - 3 会議室 |
| 3 | 伊勢市二見町茶屋 420 番地 1   | 二見公民館                 |
| 4 | 伊勢市小俣町元町 540 番地     | 小俣公民館                 |
| 5 | 伊勢市船江 1 丁目 471 番地 1 | ミタス伊勢                 |

伊勢市選挙管理委員会告示第6号

公職選挙法施行令第53条第1項及び第59条の4第3項の規定による不在者投票の投票用紙等を選挙期日の告示の前日に請求を受けた場合にあつて、郵便をもって発送する時は、選挙期日の告示の日の前々日からと定めます。

令和5年3月1日

伊勢市選挙管理委員会  
委員長 竜田 節夫

## 伊勢市選挙管理委員会告示第7号

令和5年4月9日執行予定の三重県議会議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定により投票記載所の氏名等の掲示の掲載順序を定めるためのくじを行う日時及び場所を次のとおり定めましたので、公職選挙事務執行規程（平成7年三重県選管告示第5号）第85条の規定により告示します。

令和5年3月1日

伊勢市選挙管理委員会  
委員長 竜田 節夫

### 記

- 1 日 時 令和5年3月31日（金）午後6時
- 2 場 所 伊勢市御菌町長屋 1221 番地  
御菌総合支所 2 階  
伊勢市選挙管理委員会室

伊勢市選挙管理委員会告示第8号

令和5年4月9日執行の三重県議会議員選挙における開票立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所を、下記のとおり定めます。

令和5年3月1日

伊勢市選挙管理委員会  
委員長 竜田 節夫

記

- 1 日 時 令和5年4月6日(木) 午後6時
- 2 場 所 伊勢市御菌町長屋1221番地  
御菌総合支所2階  
伊勢市選挙管理委員会室

伊勢市農業委員会告示第3号

伊勢市農業委員会第207回総会を次のとおり招集します。

令和5年3月8日

伊勢市農業委員会

会長 森川 正弘

- 1 招集の日時 令和5年3月15日（水）午後2時
- 2 招集の場所 伊勢市 御園公民館 2階 講堂
- 3 付議すべき事項
  - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
  - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - 議案第4号 非農地証明願について
  - 議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）

伊勢市上下水道事業告示第6号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成17年伊勢市上下水道事業管理規程第2号)第3条第1項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第13条第1項の規定により告示します。

令和5年3月6日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
434	株式会社 明の星建想	多気郡明和町大字明 星 2786-1	令和5年3月3日

伊勢市上下水道事業告示第7号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成17年伊勢市上下水道事業管理規程第17号)第7条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者から給水装置工事業の廃止の届出があったので、次のとおり告示します。

令和5年3月8日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所在地	廃止年月日
208	株式会社 エヌケイケイ三重本店	津市庄田町 2355- 1	令和4年5月1日

伊勢市上下水道事業告示第8号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成17年上下水道事業管理規程第17号)第5条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

令和5年3月8日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所在地	指定年月日	指定有効期限
407	アオヤマ 水道工業	多気郡明和町大字 明星 1199-77	令和5年2月2日	令和10年2月2日

伊勢市上下水道事業告示第9号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成17年上下水道事業管理規程第17号)第5条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

令和5年3月8日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所在地	指定年月日	指定有効期限
408	大西設備	伊勢市二見町西 126-2	令和5年2月16日	令和10年2月16日

## 伊勢市公告第9号

伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成17年11月1日施行）第8条第1項の規定により、次のとおり第4次伊勢市男女共同参画基本計画（案）に関するパブリック・コメントの結果を公表します。

令和5年3月1日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 案の題名  
第4次伊勢市男女共同参画基本計画（案）
- 2 案の公告日  
令和4年12月2日
- 3 提出された意見の概要  
別紙のとおり
- 4 提出された意見に対する市の考え方  
別紙のとおり
- 5 案の修正内容  
別紙のとおり

「別紙」は省略し、その関係書類を伊勢市環境生活部市民交流課に備えて縦覧に供します。

## 伊勢市公告第 10 号

伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり伊勢市バリアフリー基本構想【伊勢市駅・宇治山田駅周辺地区】（案）に関するパブリック・コメントの結果を公表します。

令和 5 年 3 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 案の題名  
伊勢市バリアフリー基本構想【伊勢市駅・宇治山田駅周辺地区】（案）
- 2 案の公告日  
令和 4 年 11 月 25 日
- 3 提出された意見  
なし
- 4 提出された意見に対する市の考え方  
なし
- 5 案の修正内容  
なし

## 伊勢市公告第 11 号

伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり伊勢市立地適正化計画（案）に関するパブリック・コメントの結果を公表します。

令和 5 年 3 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 案の題名  
伊勢市立地適正化計画（変更案）
- 2 案の公告日  
令和 4 年 11 月 25 日
- 3 提出された意見の概要  
別紙のとおり
- 4 提出された意見に対する市の考え方  
別紙のとおり
- 5 案の修正内容  
なし

「別紙」は省略し、その関係書類を伊勢市都市整備部都市計画課に備えて置いて縦覧に供します。

## 伊勢市公告第 12 号

伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり第 4 次伊勢市食育推進計画（案）に関するパブリック・コメントの結果を公表します。

令和 5 年 3 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 案の題名  
第 4 次伊勢市食育推進計画（案）
- 2 案の公告日  
令和 4 年 12 月 2 日
- 3 提出された意見の概要  
別紙のとおり
- 4 提出された意見に対する市の考え方  
別紙のとおり
- 5 案の修正内容  
なし

「別紙」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

## 伊勢市公告第 13 号

伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり第 2 次伊勢市農村振興基本計画（改定案）に関するパブリック・コメントの結果を公表します。

令和 5 年 3 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 案の題名  
第 2 次伊勢市農村振興基本計画（改定案）
- 2 案の公告日  
令和 4 年 12 月 2 日
- 3 提出された意見の概要  
別紙のとおり
- 4 提出された意見に対する市の考え方  
別紙のとおり
- 5 案の修正内容  
なし

「別紙」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

## 伊勢市公告第 14 号

伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり第 3 期伊勢市環境基本計画（改定案）に関するパブリック・コメントの結果を公表します。

令和 5 年 3 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 案の題名  
第 3 期伊勢市環境基本計画（改定案）
- 2 案の公告日  
令和 4 年 12 月 2 日
- 3 提出された意見  
別紙のとおり
- 4 提出された意見に対する市の考え方  
別紙のとおり
- 5 案の修正内容  
なし

「別紙」は省略し、その関係書類を伊勢市環境生活部環境課に備え置いて縦覧に供します。

## 伊勢市公告第 15 号

伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり伊勢市ごみ処理基本計画改定版（案）に関するパブリックコメントの結果を公表します。

令和 5 年 3 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 案の題名  
伊勢市ごみ処理基本計画改定版（案）
- 2 案の公告日  
令和 4 年 12 月 2 日
- 3 提出された意見の概要  
別紙のとおり
- 4 提出された意見に対する市の考え方  
別紙のとおり
- 5 案の修正内容  
別紙のとおり

「別紙」は省略し、その関係書類を伊勢市環境生活部ごみ減量課に備えて縦覧に供します。

伊勢市公告第 16 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

令和 5 年 3 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 17 号

伊勢市交通バリアフリー基本構想を変更しましたので、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 25 条第 11 項において準用する同法第 24 条の 2 第 7 項の規定により、次のとおり伊勢市バリアフリー基本構想【五十鈴川駅周辺地区】を公表します。

令和 5 年 3 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市都市整備部都市計画課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 18 号

伊勢市バリアフリー基本構想【伊勢市駅・宇治山田駅周辺地区】を作成しましたので、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 25 条第 10 項において準用する同法第 24 条の 2 第 7 項の規定により、当該基本構想を次のとおり公表します。

令和 5 年 3 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市都市整備部都市計画課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 19 号

公 示 送 達

下記の者の令和 2 年度の市民税・県民税納税通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達します。

なお、当該書類は、総務部課税課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和 5 年 3 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所
省 略	省 略

伊勢市公告第 20 号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 1 項の規定により、伊勢市農業振興地域整備計画を次のとおり変更しましたので公告します。

令和 5 年 3 月 13 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

## 伊勢市教育委員会公告第1号

伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成17年11月1日施行）第8条第1項の規定により、次のとおり第4次伊勢市子ども読書活動推進計画（案）に関するパブリック・コメントの結果を公表します。

令和5年3月1日

伊勢市教育委員会

教育長 岡 俊 晴

- 1 案の題名  
第4次伊勢市子ども読書活動推進計画（案）
- 2 案の公告日  
令和5年3月1日
- 3 提出された意見の概要  
別紙のとおり
- 4 提出された意見に対する市の考え方  
別紙のとおり
- 5 案の修正内容  
別紙のとおり

「別紙」は省略し、その関係書類を伊勢市教育委員会事務局社会教育課に備え置いて縦覧に供します。